

第2期 国保データヘルス計画の策定について

1. データヘルス計画とは

特定健康診査（特定健診）や診療報酬明細書（レセプト）などから得られるデータの分析に基づいて効果的かつ効率的に保健事業を実施することをデータヘルスと呼び、その保健事業の実施計画がデータヘルス計画です。

医療費は、急速に進む高齢化や医療技術の高度化により今後も増加が見込まれる状況のもと、特定健診やレセプトのデータを活用することで、保健事業をより費用対効果の高いものにすることが狙いです。

見附市では、計画期間を平成27年度から29年度とする第1期計画を平成27年3月に策定しました。

2. データヘルス計画の概要

- ① 国保データベースシステム（KDB）、レセプト、健診データ等の電子データを活用し、PDCA サイクル（計画 Plan 実施 Do 評価 Check 改善 Action の4段階を繰り返すこと）による事業展開を行います。
- ② 計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とし、「第3期見附市特定健診等実施計画」と計画期間が同一のため、両計画を一体的に策定します。
- ③ 新潟県国保連合会が設置する「保健事業支援・評価委員会」を活用し、助言を受けることとします。
- ④ 計画に基づき保健事業を実施し、数値データを用いて評価を行うこととします。その際、経年比較や新潟県、同規模保険者及び全国との比較を行い、現在の状況の明確化を図ります。

3. スケジュール

計画案に対して、ご意見がある場合は、2月27日（火）までに事務局（健康福祉課 国保医療係）へ提出してください。

その後のスケジュールについては、次のとおりです。

- ・3月中旬 提出された意見を踏まえ、修正した上で、各委員へ最終案を送付
- ・3月末 見附市ホームページで計画を公表

平成30年度 国保制度の主な改正について

1. 課税限度額の引上げ

- ① 保険税の基礎課税額(医療分)の課税限度額を58万円(現行54万円)に引き上げる。

2. 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準変更(低所得者に係る保険税軽減の拡充)

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保者数に乘ずべき金額を27.5万円(現行27万円)に引き上げる。

【改正後】

世帯主と当該世帯に属する被保険者の所得金額の合計額が、
『33万円 + 被保者数 × 27.5万円』以下で軽減該当

- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保者数に乘ずべき金額を50万円(現行49万円)に引き上げる。

【改正後】

世帯主と当該世帯に属する被保険者の所得金額の合計額が、
『33万円 + 被保者数 × 50万円』以下で軽減該当

平成 30 年度 国民健康保険税率について

新潟県から示された平成 30 年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険率を参考に、見附市国民健康保険の保険税率を算定します。

算定結果に基づき、保険税率を改正するため国民健康保険税条例の改正案を 3 月市議会に上程します。

1. 県が示した国民健康保険事業費納付金及び標準保険率

(1) 国民健康保険事業費納付金

見附市から県への納付額 : 833,312,000 円

(2) 標準保険料率 ()内は、県が示した端数処理前の率

区 分	所得割	均等割	平等割
医療分	6.90% (6.84%)	21,900 円 (21,845 円)	15,900 円 (15,818 円)
後期高齢者支援金分	2.90% (2.83%)	9,000 円 (8,939 円)	6,500 円 (6,472 円)
介護納付金分	2.10% (2.07%)	13,000 円 (12,937 円)	—

【現行の税率】

区 分	所得割	均等割	平等割
医療分	7.40%	23,100 円	18,100 円
後期高齢者支援金分	2.80%	8,400 円	6,300 円
介護納付金分	2.50%	14,100 円	—

【標準保険料率と現行税率との比較】

区 分	所得割	均等割	平等割
医療分	-0.50%	-1,200 円	-2,200 円
後期高齢者支援金分	0.10%	600 円	200 円
介護納付金分	-0.40%	-1,100 円	—

2. 基礎データの推計

保険税額の試算に必要となる平成 30 年度の加入世帯数、被保険者を過去 5 年の実績数値から推計

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 【11 月末現在】	平成 30 年度 【推計】
加入世帯数	5,606 世帯	5,539 世帯	5,472 世帯	5,361 世帯	5,251 世帯	5,017 世帯	4,834 世帯
被保険者数	9,956 人	9,667 人	9,418 人	9,060 人	8,755 人	8,232 人	7,986 人

3. 標準保険料率による保険税額の試算

県から示された標準保険料率と推計被保険者数をもとに平成 30 年度の保険税総額を試算

保険税の試算額 : 621,880,000 円 ①

4. 国民健康保険税の収入必要額

平成 30 年度国保特別会計の予算上で、必要となる保険税額は、下記のとおり

国民健康保険税（現年度分） : 574,000,000 円 ②

5. 国保税試算額と国保税収入必要額との比較 ① - ②

621,880,000 円 - 574,000,000 円 = 47,880,000 円

保険税算定の基礎となる所得額の減少、収納率の低下等、特別な事情で国民健康保険事業費納付金に充てる費用に不足が生じた場合に備え、47,880,000 円については、保険給付費等準備基金に積み立てることとします。

保険給付費等準備基金の保有額 : 642,140 円（平成 28 年度末現在）

6. 税率改正による影響額と改定率

区 分	現行税率による税額	改正税率による税額	差引	改定率
1 人当たり	101,963 円	96,408 円	△5,555 円	△5.5%
1 世帯当たり	153,924 円	146,400 円	△7,524 円	△4.9%

※ 税額モデルケースを資料 1-4 に提示

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う (保険給付費等交付金の交付) ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

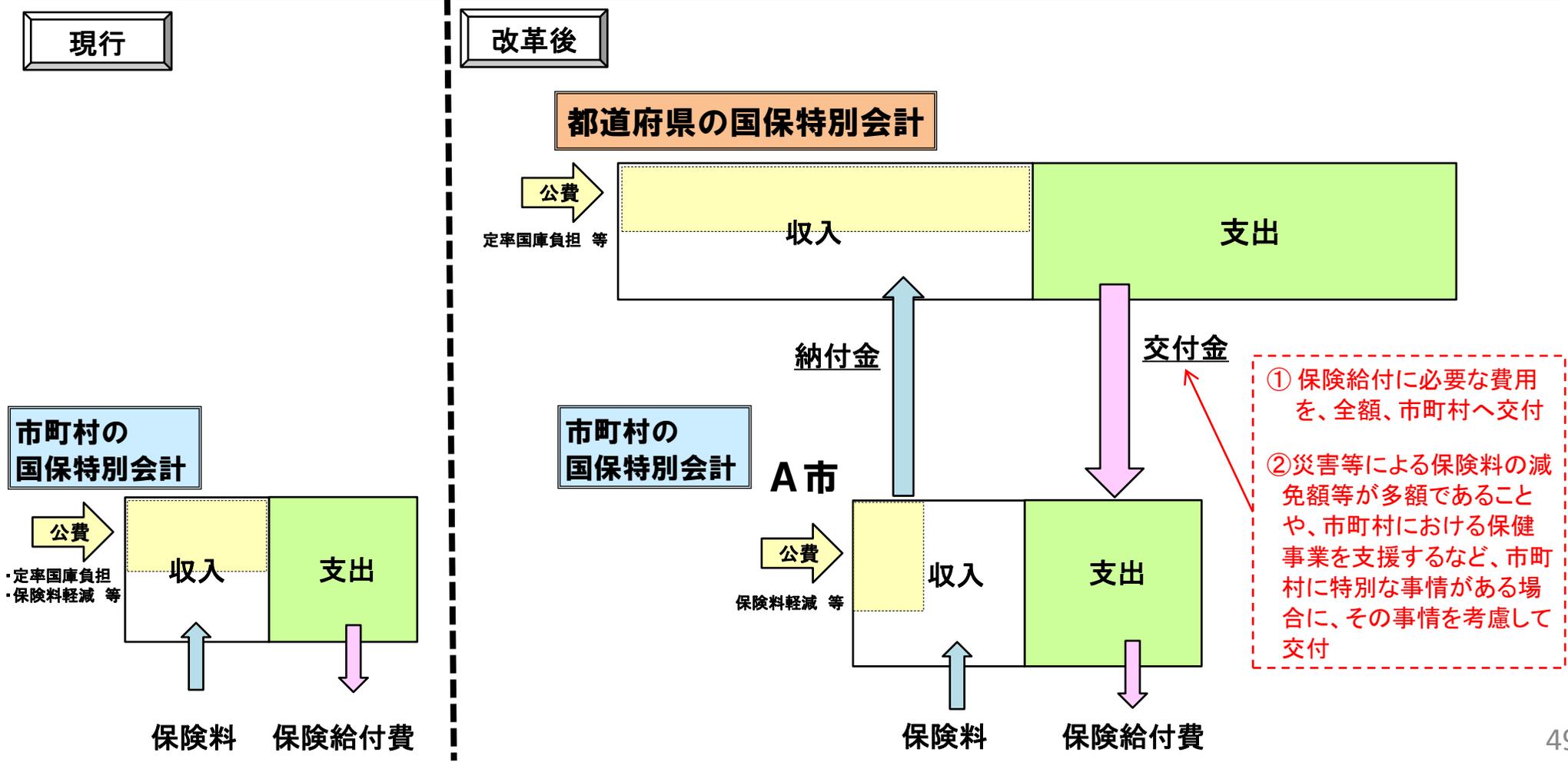
※ 都道府県にも国保特別会計を設置

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

現行

改革後



平成30年度 国民健康保険事業費納付金(一般被保険者分)の状況

資料2-3【4 審議①】

単位 :円

市町村名	被保険者数	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分				
		各市町村の納付金	1人当たり納付金	順位	20市順位	各市町村の納付金	1人当たり納付金	順位	20市順位	被保険者数	各市町村の納付金	1人当たり納付金	順位	20市順位
新潟市	164,095人	12,412,370,502	75,641	7	3	4,543,097,308	27,686	8	3	50,522人	1,477,054,658	29,236	10	7
長岡市	52,762人	3,801,664,404	72,053	12	7	1,422,938,779	26,969	13	7	15,376人	523,581,461	34,052	1	1
上越市	37,339人	2,908,084,435	77,883	5	2	1,018,236,961	27,270	11	6	10,789人	288,989,591	26,786	23	16
三条市	19,613人	1,398,372,264	71,298	18	11	524,585,644	26,747	17	11	6,252人	178,267,952	28,514	11	8
柏崎市	17,667人	1,277,012,367	72,282	11	6	469,279,201	26,562	19	13	5,009人	150,043,897	29,955	7	4
新発田市	20,323人	1,385,092,532	68,154	24	16	543,709,381	26,753	16	10	6,235人	170,497,123	27,345	17	11
小千谷市	7,716人	540,343,623	70,029	20	12	206,486,484	26,761	15	9	2,200人	61,736,690	28,062	14	9
加茂市	6,146人	426,823,059	69,447	21	13	155,215,371	25,255	26	17	1,982人	53,373,406	26,929	20	14
見附市	8,049人	555,349,007	68,996	22	14	210,427,319	26,143	21	14	2,362人	63,366,796	26,828	22	15
村上市	13,463人	963,230,500	71,546	16	9	348,804,916	25,908	22	15	3,922人	118,834,649	30,300	6	3
糸魚川市	8,853人	650,484,741	73,476	9	5	236,783,149	26,746	18	12	2,453人	66,748,588	27,211	19	13
妙高市	6,855人	440,978,840	64,330	29	20	171,060,682	24,954	29	20	2,029人	47,077,332	23,202	29	20
五泉市	11,172人	764,418,364	68,423	23	15	279,359,711	25,005	28	19	3,518人	92,784,453	26,374	26	18
阿賀野市	9,623人	652,246,533	67,780	26	17	270,773,767	28,138	5	2	3,100人	91,183,133	29,414	9	6
佐渡市	14,448人	1,037,561,656	71,814	15	8	364,499,516	25,228	27	18	4,719人	123,564,468	26,184	27	19
魚沼市	8,248人	549,254,413	66,592	27	18	227,327,758	27,562	9	4	2,680人	74,370,646	27,750	15	10
南魚沼市	12,945人	845,330,195	65,302	28	19	375,894,716	29,038	2	1	4,090人	128,094,462	31,319	5	2
十日町市	12,060人	860,648,699	71,364	17	10	312,002,081	25,871	23	16	3,738人	101,934,677	27,270	18	12
胎内市	6,722人	504,700,312	75,082	8	4	180,680,831	26,879	14	8	1,935人	51,066,766	26,391	25	17
燕市	15,828人	1,272,444,754	80,392	4	1	432,414,760	27,320	10	5	5,058人	149,846,856	29,626	8	5
聖籠町	2,648人	213,600,817	80,665	3	/	74,290,602	28,055	6	/	802人	22,014,001	27,449	16	/
弥彦村	1,710人	132,322,350	77,381	6	/	48,669,698	28,462	4	/	583人	18,484,417	31,706	3	/
田上町	2,957人	209,586,621	70,878	19	/	80,535,746	27,236	12	/	890人	23,883,862	26,836	21	/
出雲崎町	1,055人	75,824,678	71,872	13	/	27,856,423	26,404	20	/	340人	10,661,760	31,358	4	/
湯沢町	2,328人	158,281,264	67,990	25	/	64,540,857	27,724	7	/	806人	22,656,443	28,110	13	/
津南町	2,349人	168,739,265	71,835	14	/	70,951,183	30,205	1	/	842人	27,431,543	32,579	2	/
刈羽村	879人	64,336,539	73,193	10	/	22,660,759	25,780	24	/	256人	6,401,064	25,004	28	/
関川村	1,185人	71,142,411	60,036	30	/	30,471,605	25,714	25	/	377人	10,644,985	28,236	12	/
粟島浦村	85人	9,337,766	109,856	1	/	2,466,413	29,017	3	/	38人	1,011,372	26,615	24	/
阿賀町	2,365人	196,693,881	83,169	2	/	49,441,461	20,905	30	/	757人	14,702,563	19,422	30	/

税額モデルケース

※ ()内は月額

資料2-4【4 審議①】

世帯所得額	区分		単身者(50歳代)		2人世帯(世帯主50歳代、配偶者40歳代)		3人世帯(世帯主50歳代、配偶者40歳代、子1人)		4人世帯(世帯主50歳代、配偶者40歳代、子2人)	
			現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
33万円以下	年税額	世帯	20,900円	19,800円	34,500円	33,000円	44,000円	42,200円	53,400円	51,500円
	増減額	世帯	△ 1,100円 (△ 92円)		△ 1,500円 (△ 125円)		△ 1,800円 (△ 150円)		△ 1,900円 (△ 158円)	
	年税額	世帯員1人当たりの平均	20,900円	19,800円	17,250円	16,500円	14,667円	14,067円	13,350円	12,875円
	増減額	世帯員1人当たりの平均	△ 1,100円 (△ 92円)		△ 750円 (△ 63円)		△ 600円 (△ 50円)		△ 475円 (△ 40円)	
	改定率		7割軽減	-5.3%	7割軽減	-4.4%	7割軽減	-4.1%	7割軽減	-3.6%
100万円	年税額	世帯	154,900円	145,900円	177,500円	167,700円	158,500円	150,100円	174,300円	165,500円
	増減額	世帯	△ 9,000円 (△ 750円)		△ 9,800円 (△ 817円)		△ 8,400円 (△ 700円)		△ 8,800円 (△ 733円)	
	年税額	世帯員1人当たりの平均	154,900円	145,900円	88,750円	83,850円	52,833円	50,033円	43,575円	41,375円
	増減額	世帯員1人当たりの平均	△ 9,000円 (△ 750円)		△ 4,900円 (△ 408円)		△ 2,800円 (△ 233円)		△ 2,200円 (△ 183円)	
	改定率			-5.8%	2割軽減	-5.5%	5割軽減	-5.3%	5割軽減	-5.1%
200万円	年税額	世帯	281,900円	264,900円	327,500円	308,800円	359,000円	339,700円	354,800円	336,200円
	増減額	世帯	△ 17,000円 (△ 1,417円)		△ 18,700円 (△ 1,558円)		△ 19,300円 (△ 1,608円)		△ 18,600円 (△ 1,550円)	
	年税額	世帯員1人当たりの平均	281,900円	264,900円	163,750円	154,400円	119,667円	113,233円	88,700円	84,050円
	増減額	世帯員1人当たりの平均	△ 17,000円 (△ 1,417円)		△ 9,350円 (△ 779円)		△ 6,433円 (△ 536円)		△ 4,650円 (△ 388円)	
	改定率			-6.0%		-5.7%		-5.4%	2割軽減	-5.2%
300万円	年税額	世帯	408,900円	383,900円	454,500円	427,800円	486,000円	458,700円	517,500円	489,600円
	増減額	世帯	△ 25,000円 (△ 2,083円)		△ 26,700円 (△ 2,225円)		△ 27,300円 (△ 2,275円)		△ 27,900円 (△ 2,325円)	
	年税額	世帯員1人当たりの平均	408,900円	383,900円	227,250円	213,900円	162,000円	152,900円	129,375円	122,400円
	増減額	世帯員1人当たりの平均	△ 25,000円 (△ 2,083円)		△ 13,350円 (△ 1,113円)		△ 9,100円 (△ 758円)		△ 6,975円 (△ 581円)	
	改定率			-6.1%		-5.9%		-5.6%		-5.4%

国民健康保険税 暫定賦課の廃止について

平成 30 年度からの国保都道府県単位化に伴う事務の効率化、統一化の一環として、「保険税の暫定賦課を廃止し、確定賦課に一本化する。」との県内市町村の統一方針が決定されました。

この方針決定を受け、見附市においても平成 30 年 4 月から暫定賦課を廃止することとし、3 月市議会に国民健康保険税条例の改正案を上程します。

※ 暫定賦課とは、前年所得が確定していない 4 月に、前々年の所得をもとに仮の年間保険税額を算定する賦課方法です。

その後、前年所得が確定する 7 月に前年の所得で年間保険税額を再計算し、確定することとなります。

【暫定賦課廃止による変更点】

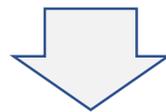
- ① 納付回数が、4 月から翌年 3 月の年 12 回から、7 月から翌年 3 月までの年 9 回に変更
- ② 保険税額の決定が、4 月と 7 月の年 2 回から、7 月のみの年 1 回に変更
納税通知書の送付が 1 回となるため、年間の保険税額が分かりやすくなります。

※ 1 回当たりの保険税の納付額は増えますが、年間での保険税額は変わりません。

※ 年金から天引き（特別徴収）されている方は、これまでどおりで変更はありません。

○ 平成 30 年 3 月まで

納付月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
納 期	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期	11 期	12 期
	暫定賦課額			確定賦課額から暫定賦課額を差し引いた金額								



納付回数が 12 回から 9 回に変更

○ 平成 30 年 4 月から

納付月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
納 期				1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
	納付はなし			確定賦課額								

平成 30 年度 見附市国民健康保険事業運営方針

国民健康保険制度は、地域医療保険制度の中核として市民の健康保持増進、福祉の向上に大きな役割を果たしています。

しかし、国保被保険者の年齢構成や医療費水準は、他の保険と比較して高く、加えて、所得水準が低いという構造的な課題も抱えており、財政運営面では一段と厳しさを増しています。

当市の国民健康保険では、平成 30 年 1 月末現在で全市世帯の 33.9%にあたる 4,998 世帯が加入し、総人口の 20.1%にあたる 8,200 人が被保険者となっており、加入世帯数、被保険者数ともに、減少傾向が続く一方で、1 人当たり医療費は急速に進む高齢化や医療技術の高度化により今後も増加が見込まれます。

こうした状況のもと、平成 30 年 4 月からは、国の財政支援の拡充により国保の財政基盤が強化されるとともに、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等において中心的な役割を担う新たな国保制度が始まります。

新潟県においては、一昨年 7 月から県、県内市町村及び国保連合会で構成される新潟県国民健康保険連携会議及び検討部会を設置し、円滑な制度移行ができるよう意見調整を行い、平成 30 年 1 月に「新潟県国民健康保険運営方針」を策定したところです。

今後は運営方針に基づき、県と市町村が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険料（税）率の決定、保険料（税）の賦課・徴収、保健事業等の事務を共通認識のもとで実施するとともに、事業の広域化や効率化を推進していく必要があります。

また、国保財政の運営は被保険者が納入する国民健康保険税と国・県からの交付金などにより財源を確保し、保険給付を行うしくみとなっているため、負担と給付のバランスの調整を図り安定運営に努めていかなければなりません。

今年度の事業運営にあたっては、被保険者への安定的なサービス提供のために、次に掲げる各項目について事業を進めることとします。

1 財政安定化対策

依然として国保財政は厳しい状況が続いていますが、平成 30 年度からの新制度では、県が財政運営の責任主体となり、県が示す国民健康保険事業費納付金を県へ納付する一方で、保険給付費の全額が保険給付費等交付金として県から交付される仕組みとなるため、財政の安定化が期待されます。

また、財政安定化のためには、適正税率による課税が重要です。このため、税率改正については、毎年度実施することを原則として、改正の可否を検討することとします。

なお、平成 31 年度の保険税率は、県が平成 31 年 1 月中旬に示す国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率を参考に算定し、2 月の国保運営協議会の審議を経て、3 月の市議会で決定されることとなります。

2 保険税の収納対策

平成 29 年度まで、保険税額の決定（賦課）は 4 月と 7 月の年 2 回行っていましたが、平成 30 年度からは、7 月の 1 回のみに変更します。（暫定賦課の廃止）

これにより納税通知書の送付も 1 回となり、年間の保険税額が分かりやすくなります。

また、現状の収納率を維持するため次の収納対策を実施します。

- ① 滞納分析、財産調査、所在調査を行い、滞納者の実態を把握するとともにその結果に基づき悪質な滞納者に対しては滞納処分を行うなど適正な処理に努めます。
- ② 滞納額等から勘案して、納税折衝による完納が比較的容易と期待できる滞納者に対しては収納強化期間を設け、短期的かつ集中的な滞納整理を行います。
- ③ 口座振替による収納は、納期限内納付による収納率向上に寄与するため、一層の推進に努めます。
- ④ 納付書による納付については、金融機関窓口のほか、コンビニエンスストアでの納付により被保険者の利便性を高めます。
- ⑤ 平成 30 年度 収納率数値目標
現年度分 : 96.7% (平成 28 年度 実績 96.52% 平成 29 年度 目標 96.7%)
滞納繰越分 : 18.7% (平成 28 年度 実績 26.72% 平成 29 年度 目標 18.7%)

3 適用の適正化対策

- ① 日本年金機構と連携を図り、国民年金第 1 号・第 3 号被保険者資格喪失一覧表を活用し、厚生年金等の資格を取得した者のうち国保と社会保険の保険資格が重複していると思われる者に対して異動手続きを促すものとします。
また、国民年金第 2 号被保険者資格喪失一覧表を活用し、会社等を退職し厚生年金等の資格を喪失した者に対して国保加入の手続きを促すものとします。
- ② 国民健康保険税の適正賦課及び保険税の軽減適用の適正化を図るため、所得の未申告者に対する申告勧奨を積極的に行います。

4 医療費適正化の推進

- ① レセプト点検事務を効率的に行うため、専門事務職員を 3 人雇用し、毎月請求されるレセプトについて診療内容点検、資格、請求点数等の点検業務にあたります。
- ② レセプト点検事務の事後処理として再審査請求、過誤調整、不当利得等に伴う返還請求等を行います。
- ③ レセプト点検から重複受診者等を抽出し、同一疾病について複数の医療機関に受診している者や頻回受診者に対し保健師等による訪問指導を実施します。
- ④ 被保険者への健康に対する啓発や医療費に対する認識を深めてもらうため、保険医療機関等で治療を受けた時の医療費を年 4 回（1 回 3 か月分）通知します。
- ⑤ 被保険者負担や国保財政負担の軽減の観点からジェネリック医薬品差額通知を年 3 回通知します。また、ジェネリック医薬品希望カードを全被保険者に配布します。

5 保健事業の推進

疾病の予防あるいは早期発見、早期治療による重症化予防を図り、健康でいきいきと充実した生活を送ることができるよう次の取組を実施します。

- ① 平成 30 年度から 6 ヶ年を計画期間とする第 2 期データヘルス計画を活用し、見附市の健康課題を明確にした上で保健担当部署と連携し、効率的な保健事業を実施します。

② 人間ドック、脳ドックの費用助成

名 称	対 象 者	助成割合	定員 (予定)
人間ドック	30 歳以上	料金の 7 割以内	260 名
脳ドック	〃	〃	108 名

- ③ 国保健康だよりの発行、健康講座の開催など医療費分析結果等を反映させたポピュレーションアプローチの取組を強化します。
- ④ メタボリックシンドローム該当者及び予備群には生活習慣病の重症化を予防するため、個別指導や個別訪問を実施するなどハイリスクアプローチの取組を強化します。
- ⑤ 特定健診・特定保健指導については、節目年齢（40・50・60 歳）の被保険者を対象とした料金の無料化や未受診者訪問等による受診勧奨を実施し、受診率の向上を図ります。
あわせて、健診結果説明会に際しては、同時に初回面談も行い、保健指導の実施率の向上を図ります。

6 広報活動の推進

- ① 国民健康保険制度の周知と健康意識の高揚のため、国保健康だよりの発行（年 3 回 7 月、11 月、3 月）及び市広報、市ホームページへの情報掲載を行います。
- ② 国民健康保険税の納税通知書の送付（7 月）に際し、税額の計算方法や納税に関するお知らせ、口座振替の推進などのチラシを同封し制度の周知を図ります。
- ③ 県及び国保連合会と連携し、平成 30 年度からの新たな国保制度について合同の広報を行います。

7 会議等の予定

月	国民健康保険運営協議会関係	職 員 関 係
4 月		国保担当課長会議（県） 国保担当者会議（県）
5 月		国保初任者研修会（県） 共同事業検討委員会（国保連合会）
6 月		国保担当者研修会（国保連合会）
7 月		
8 月	県運協連絡会 総会及び研修会 協議会開催 平成 30 年度決算報告 及び事業報告	
9 月		
10 月		県国保指導監査 共同事業検討委員会（国保連合会）
11 月		レセプト点検事務研修会（国保連合会）
12 月		
1 月		
2 月	協議会開催 事業計画、予算、平成 31 年度保険税率改正について	
3 月		

平成30年度 国民健康保険事業特別会計 予算案(当初予算)

【歳入】

単位：千円

歳入項目		平成30年度	平成29年度	比較	前年度比	説明
1	国民健康保険税	600,827	722,610	△ 121,783	83.1%	国民健康保険事業の運営のため、被保険者から納めてもらう税金
2	督促手数料	400	400	0	100.0%	保険税が納期限内に納税されない場合に発送する督促状の手数料(100円)
3	国庫負担金 療養給付費等負担金	—	572,700	△ 572,700	—	一般被保険者に係る療養給付費等について、国が32%を負担するもの
4	国庫負担金 高額医療費共同事業負担金	—	18,930	△ 18,930	—	高額医療費共同事業の拠出金の1/4を国が負担するもの
5	国庫負担金 特定健康診査等負担金	—	6,200	△ 6,200	—	特定健康診査、特定保健指導の基準費用の1/3を国が負担
6	国庫補助金 財政調整交付金	—	263,100	△ 263,100	—	市町村の財政力の不均衡を調整するため、国が交付するもの(一般分医療給付費の9%相当)
7	療養給付費等交付金	—	80,000	△ 80,000	—	退職被保険者に係る療養給付費等について、社会保険診療報酬支払基金から交付を受ける交付金
8	前期高齢者交付金	—	1,290,000	△ 1,290,000	—	前期高齢者1人当たり医療給付費と前期高齢者加入率による財政調整
9	県負担金 高額医療費共同事業県負担金	—	18,930	△ 18,930	—	高額医療費共同事業の拠出金の1/4を県が負担するもの
10	県負担金 特定健康診査等負担金	—	6,200	△ 6,200	—	特定健康診査、特定保健指導の基準費用の1/3を県が負担
11	県補助金 財政調整交付金	—	172,800	△ 172,800	—	基準交付金(一般医療費の8%)＋支援交付金(健康づくりに対する取り組みの評価による加算1%)＝一般医療費の9%相当
12	高額医療費共同事業交付金	—	83,000	△ 83,000	—	一般被保険者に係る療養の給付に要した額が1件当り80万円を超えた場合、超過分が共同運営の財源から交付される
13	保険財政共同安定化事業交付金	—	807,000	△ 807,000	—	一般被保険者に係る療養の給付費が共同運営の財源から交付される
14	県補助金 保険給付費等交付金	2,672,561	0	2,672,561	—	療養給付等に要した費用の全額が、県から市町村へ交付される
15	国民健康保険事業財政安定化基金交付金	10	0	10	—	特別な事由により保険税の収入が不足し、国保会計が赤字となる場合に県から市町村へ交付される
16	基金運用収入	1	1	0	100.0%	基金利子収入
17	一般会計 繰入金	328,000	337,000	△ 9,000	97.3%	基盤安定分、財政安定化分、出産育児一時金分、職員給与費等を一般会計から繰り入れるもの
18	国民健康保険事業財政調整基金繰入金	1	1	0	100.0%	療養給付費等の増加により、歳入不足が生じた場合基金を取り崩し、繰り入れるもの
19	繰越金	10	20	△ 10	50.0%	前年度からの繰越
20	延滞金	3,100	3,100	0	100.0%	保険税の滞納分に係る延滞金
21	雑入	4,090	4,008	82	102.0%	第三者行為(交通事故等で被害者が国民健康保険を使用した場合、国保で負担した医療費を加害者に請求し収納する)など
合 計		3,609,000	4,386,000	△ 777,000	82.3%	

【歳出】

単位：千円

歳出項目		平成30年度	平成29年度	比較	前年度比	説明
1	一般管理費	73,729	76,663	△ 2,934	96.2%	国民健康保険事業運営に要する事務費等の費用
2	賦課徴収費	6,480	8,054	△ 1,574	80.5%	保険税の賦課及び徴収に要する費用
3	運営協議会費	435	510	△ 75	85.3%	国保運営協議会に要する費用
4	療養給付費	2,301,650	2,307,083	△ 5,433	99.8%	医療給付費の支払いに要する費用
5	高額療養費	327,090	381,250	△ 54,160	85.8%	医療費のうち高額療養費の支払いに要する費用
6	移送費	70	80	△ 10	87.5%	医師の指示により緊急的な必要性があり移送された場合に要する費用
7	出産育児一時金等	8,405	10,506	△ 2,101	80.0%	被保険者が出産した時に支給する一時金(1件42万円又は40万4千円)
8	葬祭費	4,000	4,000	0	100.0%	被保険者が死亡した時に葬儀を行った人へ支給する費用(1件5万円)
9	後期高齢者支援金等	—	460,035	△ 460,035	—	後期高齢者(75歳以上)の医療費に充てるための支援金
10	前期高齢者納付金等	—	1,735	△ 1,735	—	前期高齢者(65～74歳)の加入者数に応じた財政調整の拠出金
11	老人保健医療費拠出金	—	100	△ 100	—	国保老人医療費の精算に充てるための拠出金
12	介護納付金	—	170,000	△ 170,000	—	介護保険の費用に充てるための納付金(40～64歳が対象)
13	高額医療費共同事業拠出金	—	75,700	△ 75,700	—	高額療養費共同事業交付金の運営に充てるための市町村拠出金
14	保険財政共同安定化事業拠出金	—	834,000	△ 834,000	—	保険財政共同安定化事業の運営に充てるための市町村拠出金
15	その他の共同事業拠出金	—	10	△ 10	—	国保連合会共同事務事業に係る拠出金
16	国民健康保険事業費納付金	833,312	0	833,312	—	県が市町村へ交付する保険給付費等交付金等の費用に充てるため、市町村が県へ納付する
17	保健事業費	48,989	52,654	△ 3,665	93.0%	各種保健事業(特定健診、人間・脳ドック助成)に要する費用
18	国民健康保険事業財政調整基金積立金	10	10	0	100.0%	国民健康保険事業財政調整基金への積立金
19	諸支出金	4,330	3,110	1,220	139.2%	保険税の還付及び国庫支出金等の精算に要する費用
20	予備費	500	500	0	100.0%	緊急的な支出に対応するための予算
合 計		3,609,000	4,386,000	△ 777,000	82.3%	